

様式第1号  
様式第3号

海陽町本人通知制度事前登録申請書  
海陽町本人通知制度事前登録（変更 廃止）届出書

海陽町長 殿

海陽町住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱 第4条第1項  
第5条第5項  
第6条第1項の規定

に基づき、次のとおり登録の申請、登録事項の（変更 廃止）を届け出ます。

		年 月 日		
申請者	フリガナ		連絡先	自宅・携帯・その他
	氏 名			
	現住所			
	生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
代理人	区 分	<input type="checkbox"/> 未成年者法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> その他代理人		
	フリガナ		連絡先	自宅・携帯・その他
	氏 名			
	住 所			
生年月日	年 月 日	性 別	男 ・ 女	

通 知 対 象	<input type="checkbox"/> 住民票関係	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 以前の住所 ・海陽町 字 番地 ・海陽町 字 番地		
	戸籍関係	<input type="checkbox"/> 現在の本籍・筆頭者 筆頭者 ・海陽町 字 番地 ( )		
	<input type="checkbox"/> 戸籍	<input type="checkbox"/> 以前の本籍・筆頭者 筆頭者 ・海陽町 字 番地 ( )		
	<input type="checkbox"/> 附票	・海陽町 字 番地 ( )		
変 更 区 分		<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 筆頭者 <input type="checkbox"/> その他		
変 更 前				
変 更 後				

- (注)申請の際に次の書類を提示し、又は提出してください。
- (1)申請者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード、旅券等）
  - (2)法定代理人が申請者の場合、(1)の他にその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
  - (3)その他の代理人が申請者の場合、(1)の他に代理人である旨を証明する書類（委任状）
  - (4)現在、海陽町に住民票も戸籍もない方は、現在の住所が確認できる公的な書類

◆裏面の説明及び注意事項について確認しました。 署名（本人又は代理人）

\_\_\_\_\_

\* 事務処理欄

本人確認書類	登録番号	処理日		登録年月日	受付
<input type="checkbox"/> 運免 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 番号カ <input type="checkbox"/> 在留カ <input type="checkbox"/> その他( )		. .		. .	
権限確認書類	審査	名簿	住基	戸籍	入力確認
<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本（公簿・照会） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )					

## 注 意 事 項

- 1 この制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑制及び防止を図ることを目的とし、証明書を第三者に交付したとき、事前登録した者に対し、その交付した事実を通知する制度です。  
※第三者から住民票の写し等の交付請求があった場合に、その交付を止めたり、交付の可否をお問い合わせするものではありません。
- 2 対象となる証明書
  - (1) 住民票の写し（除票、改製原を含む）
  - (2) 住民票記載事項証明（除票、改製原を含む）
  - (3) 戸籍の附票の写し（除票、改製原を含む）
  - (4) 戸籍謄本・抄本〔全部・個人事項証明書〕（除籍、改製原を含む）
  - (5) 戸籍記載事項証明書・一部事項証明書（除籍、改製原を含む）
- 3 第三者とは、本人以外の者です。ただし、次の請求は除きます。
  - (1) 住民票関係・・・本人と同一の世帯に属する者からの請求
  - (2) 戸籍関係・・・戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系親族からの請求
  - (3) 国又は地方公共団体の機関からの請求
  - (4) その他町長が特別な理由による請求であると認めた請求
- 4 通知の内容は、事前登録者に係る住民票の写し等を第三者等に交付した場合に限り送付します。また、事前登録者と同一の世帯又は戸籍に属する者であっても事前登録をしていなければ通知の対象にはなりません。
- 5 通知するのは、交付年月日、交付証明書の種別及び通数並びに当該第三者の区分（本人等の代理人、第三者）です。交付請求者の住所や氏名は通知されません。
- 6 登録日は、申請日の翌日からになります。（登録日以降の交付請求が通知の対象となります。）
- 7 住所、氏名等事前登録した内容に変更が生じた場合は、変更届が必要です。なお、以下の事項に該当した場合には、事前登録を廃止しますのでご注意ください。
  - (1) 死亡、国外転出、居所不明等により、登録者の住民票が削除されたとき。
  - (2) 郵送した交付通知書が返戻されるなど、登録者の住所が不明のとき。
  - (3) 事前登録者に係る住民票の写し等の保存期間が経過したとき。
- 8 登録に必要な場合、住民票や戸籍等の内容を調査することがありますので、ご了承ください。